

堺市公報 第117号	令和2年4月24日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【市民人権局人権部人権企画調整課】	3
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	8
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	9
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	17
<上下水道局告示>	

○地方公営企業法に基づく公金の収納事務の委託について
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】 17

<上下水道局公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】 18

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】 19

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】 20

<堺区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【堺区選挙管理委員会事務局】 22

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【堺区選挙管理委員会事務局】 25

<中区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【中区選挙管理委員会事務局】 25

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【中区選挙管理委員会事務局】 27

<東区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【東区選挙管理委員会事務局】 27

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【東区選挙管理委員会事務局】 29

<西区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【西区選挙管理委員会事務局】 29

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【西区選挙管理委員会事務局】 31

<南区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
【南区選挙管理委員会事務局】 31

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【南区選挙管理委員会事務局】	35
＜北区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【北区選挙管理委員会事務局】	35
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【北区選挙管理委員会事務局】	38
＜美原区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	38
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	40
＜人事委員会規則＞	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	40

告 示

堺市告示第162号

堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市とJSAグループ（構成団体：一般財団法人堺市人権協会、公益財団法人堺市就労支援協会、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺）との間で締結した堺市立人権ふれあいセンター指定管理者協定書（基本協定書）第67条に基づき徴収する堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金

2 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区協和町1丁1番23号

氏名 堺市立人権ふれあいセンター指定管理者

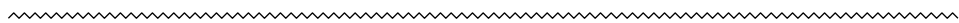
J S Aグループ

(構成団体)

一般財団法人堺市人権協会

公益財団法人堺市就労支援協会

特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺



堺市告示第163号

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成22年条例第9号）第4条第2項の手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例第4条第2項の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料

2 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号

氏名 社会福祉法人 三篠会

堺市立重症心身障害者（児）支援センター

センター長 児玉 和夫

堺市告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 ライフ ステージ	居宅介護	ライフケアサ ービス	大阪府堺市北区東雲 東町四丁2-2	令和2年4月 1日
株式会社 ライフ ステージ	重度訪問介護	ライフケアサ ービス	大阪府堺市北区東雲 東町四丁2-2	令和2年4月 1日
株式会社 ライフ ステージ	同行援護	ライフケアサ ービス	大阪府堺市北区東雲 東町四丁2-2	令和2年4月 1日
株式会社 A&N	居宅介護	訪問介護ステ ーションライ フホープ	大阪府堺市東区引野 町二丁102番地4	令和2年4月 1日
株式会社 A&N	重度訪問介護	訪問介護ステ ーションライ フホープ	大阪府堺市東区引野 町二丁102番地4	令和2年4月 1日
株式会社 ゆきあ い	居宅介護	ケアセンター まごころ堺	大阪府堺市西区浜寺 石津町中一丁7-16	令和2年4月 1日
株式会社 ゆきあ い	重度訪問介護	ケアセンター まごころ堺	大阪府堺市西区浜寺 石津町中一丁7-16	令和2年4月 1日
株式会社 S. G クリエイティブ	居宅介護	エスジーケア	大阪府堺市中区土塔 町2250番地6	令和2年4月 1日
株式会社 S. G クリエイティブ	重度訪問介護	エスジーケア	大阪府堺市中区土塔 町2250番地6	令和2年4月 1日

株式会社 アンジユ	居宅介護	在宅訪問介護 こころ	大阪府堺市中区小阪 341 辰巳マンション204号室	令和2年4月 1日
株式会社 アンジユ	重度訪問介護	在宅訪問介護 こころ	大阪府堺市中区小阪 341 辰巳マンション204号室	令和2年4月 1日
特定非営利活動法人 レアレア	就労継続支援 (B型)	第2作業所ホ クレア	大阪府堺市中区東八 田263番地5	令和2年4月 1日
株式会社 H・S ・Tエムプロイメ ントサポート	就労継続支援 (B型)	ひだまりの道	大阪府堺市北区百舌 鳥梅町一丁366-1	令和2年4月 1日
株式会社 i n C	自立訓練(生 活訓練)	インク	大阪府堺市中区東山 477番地2	令和2年4月 1日
株式会社 レイア ップ	共同生活援助	レイアアップ	大阪府堺市西区平岡 町400番5号	令和2年4月 1日
特定非営利活動法 人 堺エコネット ワーク協議会	就労継続支援 (B型)	しゅくやジョ ブ	大阪府堺市堺区宿屋 町西一丁1番6号	令和2年4月 1日
シャローム 株式 会社	生活介護	やすらぎの介 護シャローム 晴れる家	大阪府堺市中区土塔 町2044-60	令和2年4月 1日
株式会社 輝	生活介護	デイサービス センターヴィ ーナス	大阪府堺市中区深井 中町1056番地20	令和2年4月 1日

堺市告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 オーダーメイドサポート	地域移行支援	サポートセンターOMS	大阪府堺市中区土師町五丁6番6号	令和2年4月1日
一般社団法人 オーダーメイドサポート	地域定着支援	サポートセンターOMS	大阪府堺市中区土師町五丁6番6号	令和2年4月1日
株式会社 One Big Family	地域移行支援	生活支援事業所 uniso ; N	大阪府堺市中区東山43番地1	令和2年4月1日
株式会社 One Big Family	地域定着支援	生活支援事業所 uniso ; N	大阪府堺市中区東山43番地1	令和2年4月1日

堺市告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和2年4月24日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 オーダーメイドサポート	計画相談支援	サポートセンターOMS	大阪府堺市中区土師町五丁6番6号	令和2年4月1日
特定非営利活動法人 ここいろ	計画相談支援	相談支援センターパステル	大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁768-1 グランディ中百舌鳥201号室	令和2年4月1日

株式会社 One Big Family	計画相談支援	生活支援事業所 uniso ; N	大阪府堺市中区東山43番地1	令和2年4月1日
株式会社 轍	計画相談支援	相談支援事業所みつばち	大阪府堺市東区白鷺町三丁13番1号	令和2年4月1日
有限会社 ケア・フル和	計画相談支援	ケア・フル和	大阪府堺市西区鳳東町三丁279番地	令和2年4月1日
一般社団法人 大阪健康福祉教育協会	計画相談支援	さぼーと大阪	大阪府堺市中区深井清水町1797番1の10 三和ビル2階	令和2年4月1日

堺市告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 ウェルネス	居宅介護	ヘルパーステーション桜	大阪府堺市西区鳳北町四丁221-5 エステート朝日203号室	令和2年3月31日
株式会社 ウェルネス	重度訪問介護	ヘルパーステーション桜	大阪府堺市西区鳳北町四丁221-5 エステート朝日203号室	令和2年3月31日
株式会社 ねこ	居宅介護	ねこのヘルパーステーション	大阪府堺市西区鳳西町三丁756番地5	令和2年3月31日

株式会社 ねこ	重度訪問介護	ねこのヘルパーステーション	大阪府堺市西区鳳西町三丁756番地5	令和2年3月31日
株式会社 愛と真舎	同行援護	ヘルパーステーションお結び	大阪府堺市西区鳳南町三丁202-13	令和2年3月31日
社会福祉法人 まほろば	就労移行支援(一般型)	パル・茅渟の里	大阪府堺市南区釜室995番地1	令和2年3月31日
特定非営利活動法人 み・らいず	就労移行支援(一般型)	ジョブステーションOne Step なかもず	大阪府堺市北区中百舌鳥町二丁104 401・402号	令和2年3月31日
株式会社 H・S・Tエンプロイメントサポート	就労継続支援(A型)	ひだまりの道	大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁366-1	令和2年3月31日
社会福祉法人 コスモス	就労継続支援(B型)	ふれあいの里かたくら	大阪府堺市南区片蔵165番地	令和2年3月31日
社会福祉法人 みきた福祉会	就労継続支援(B型)	みきた作業所	大阪府堺市南区别所1480番地1	令和2年3月31日
特定非営利活動法人 レアレア	就労継続支援(B型)	作業所ホクレア(第2作業所ホクレア)	大阪府堺市中区東八田263番地5	令和2年3月31日

公 告

堺市公告第245号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市長 永藤英機

令和2年度 第1号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年4月9日

堺 市

1 利用権設定各事項細

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪市阿倍野区文の里4丁目2番13号	椿 育郎	美原区小寺	322	田	922	堺市東区八下町2丁目101番地	岩崎 弘	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
堺市東区北野田277番地1	島津 泰典	東区北野田	766-1	田	1,228	大阪府高石市千代田5丁目11番2号	中野 ミヨ子	使用貸借による権利	田として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	中区上之	2047	田	1,197	堺市北区黒土町68番地2	植木 貞男	使用貸借による権利	田として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
大阪市港区磯路1丁目4番13-703号	野崎 勲	西区草部	467-1	田	634のうち 504	堺市西区草部374番地	阪口 昌世	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
		西区草部	468-3	田	1,087のうち 676.2								
		西区草部	468-4	田	1,137								
堺市東区丈六388番地	安野 章治	東区丈六	357-3	田	1,652	堺市東区草尾1160番地	小谷 清	貸借権	畑として利用	令和12年7月1日	令和15年6月30日	20,000	毎年未までに貸し人指定口座に振込
堺市中区深阪6丁目16番3号	楠川 重廣	西区太平寺	284	田	1,236	堺市西区太平寺18番地2	木寺 寛	使用貸借による権利	田として利用	令和12年7月1日	令和15年6月30日	-	-
堺市南区榎尾1376番地	辻野 芳樹	南区榎尾	1112	田	327	堺市南区榎尾1116番地1	仲野 裕之	使用貸借による権利	田として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
		南区榎尾	1113-1	田	928								
		南区榎尾	1114-1	田	1,067								
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	東区八下町3丁目	124	田	1,127	堺市東区八下町3丁目69番地2	井倉 正幸	使用貸借による権利	田として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
大阪市北区西天満2丁目6番8号堂島ビルディング9F	株式会社 グッド フィニッシュ	東区石原町2丁目	72-1	田	357	堺市中区深阪3丁目20号	盛尾 季史	使用貸借による権利(解除条件付)	田として利用	令和12年5月1日	令和15年4月30日	-	-
堺市南区庭代台1丁目40番1号	特定非営利活動 法人 ASUの会	南区鉢ヶ峯寺	466	田	571	大阪市中央区谷町5丁目2番4-1201号	森口 浩次	使用貸借による権利(解除条件付)	田として利用	令和12年5月1日	令和17年4月30日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区浜寺元町三丁241番1及び241番2（第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区宿院町東一丁1番20号  
株式会社住宅情報サービス  
代表取締役 池田 龍男

~~~~~

堺市公告第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区土塔町163番1及び163番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市中区土塔町3376番地
株式会社エヌアールエス電設

代表取締役 日野浦 義晴

堺市公告第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区阿弥412番1、412番2、412番5の一部及び412番6の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市上田一丁目4番5号

株式会社S・B・R

代表取締役 藪内 大樹

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 委託する公金の種類
水道料金及び下水道使用料
- 2 委託する業務
水道料金及び下水道使用料のコンビニエンスストア収納代行業務
- 3 委託する期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 受託者の名称、住所及び代表者の職氏名
株式会社セディナ
名古屋市中区丸の内3丁目23番20号
代表取締役 小野 直樹

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第57号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市上水道地理情報システム更新データ作成等業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地
上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

- 3 落札者を決定した日
令和2年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アイ・サポート
代表取締役 長澤 順
岡山市北区芳賀5320番地2
- 5 落札金額
¥54,770,430- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月10日

~~~~~  
堺市上下水道局公告第58号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量  
量水器（新品）口径25mm以下年間単価契約  
乾式デジタル水道メーター

|            |        |
|------------|--------|
| 口径13mmD    | 3,500個 |
| 口径13mm J D | 1,500個 |
| 口径20mmD    | 3,000個 |
| 口径20mm J D | 9,000個 |
| 口径25mmD    | 200個   |
| 口径25mm J D | 240個   |

2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和2年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

柏原計器工業株式会社  
代表取締役 三浦 直人  
大阪府柏原市本郷5丁目3-28

5 落札金額

¥40,411,800- (取引に係る消費税額等を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年2月10日

堺市上下水道局公告第59号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18

年規則第18号) 第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量  
量水器（修理）口径25mm以下年間単価契約  
乾式デジタル水道メーター  
口径13mmD 3,500個  
口径13mm J D 3,500個  
口径20mmD 3,000個  
口径20mm J D 21,000個  
口径25mmD 200個  
口径25mm J D 560個
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
柏原計器工業株式会社  
代表取締役 三浦 直人  
大阪府柏原市本郷5丁目3-28
- 5 落札金額  
¥30,065,640-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年2月10日

堺区選挙管理委員会公表

堺市堺区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者             | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者              | 利用目的の概要                     | 閲覧に係る選挙人の範囲         |
|------------|-------------------|----------------------------------------------------|------------------|-----------------------------|---------------------|
| 令和元年6月17日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15                     | 総務省統計局統計調査部消費統計課 | 「家計消費状況調査」の調査対象者抽出          | 香ヶ丘町3丁、今池町6丁、浅香山町1丁 |
| 令和元年6月17日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15                     | 公益財団法人明るい選挙推進協会  | 第19回統一地方選挙に関する意識調査の調査対象者抽出  | 霞ヶ丘町1～3丁            |
| 令和元年8月19日  | 一般社団法人<br>中央調査社   | 会長 大室 真生<br>東京都中央区銀座5-15-8                         | 株式会社時事通信社        | 「時事世論調査」の調査対象者抽出            | 香ヶ丘町1～3丁            |
| 令和元年9月6日   | 一般社団法人<br>共同通信社   | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | —                | 日本世論調査会面接世論調査の調査対象者抽出       | 第8・19・25投票区         |
| 令和元年9月17日  | 株式会社ナビット          | 代表取締役 福井 泰代<br>東京都千代田区九段南1-5-5                     | 公益財団法人明るい選挙推進協会  | 明るい選挙推進協会・参院選全国意識調査の調査対象者抽出 | 第6投票区               |
| 令和元年10月11日 | 粕野 泰子             | —                                                  | —                | 市政アンケート                     | 錦西校区                |
| 令和元年10月25日 | 朝日新聞東京本社          | 社長 渡辺 雅隆<br>東京都中央区築地5-3-2                          | —                | 政治・選挙などに関する世論調査の調査対象者抽出     | 第15・18・24投票区        |

|            |                   |                                |                  |                    |                           |
|------------|-------------------|--------------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|
| 令和元年10月29日 | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局統計調査部消費統計課 | 「家計消費状況調査」の調査対象者抽出 | 中田出井町1・2丁、北田出井町1丁、出島海岸通1丁 |
| 令和元年11月20日 | 粕野 泰子             | —                              | —                | 市政アンケート            | 三宝校区                      |
| 令和2年1月29日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局統計調査部消費統計課 | 「家計消費状況調査」の調査対象者抽出 | 三国ヶ丘御幸通、出島町4丁、西湊町5丁       |



~~~~~

堺市堺区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初道文雄

記

申出者なし

中区選挙管理委員会公表

堺市中区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 佐々木 新 三

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和元年5月9日	たかひら 正明	岸和田市春木大國町8-9	-	堺市長選挙立候補のための調査	全投票区
令和元年9月17日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	-	政治・選挙に関する世論調査の 対象者の抽出	第3投票区、第11投票区
令和元年11月5日	株式会社 日本リサーチ センター	代表取締役 鈴木 稲博 東京都墨田区江東橋4-26-5	公益財団法人 たばこ総合研究セン ター 理事長 大久保 憲 朗	政治・選挙に関する 学術研究の 対象者の抽出	深井清水町、上之、土師町 5丁

~~~~~

堺市中区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 新 三

記

申出者なし

**東区選挙管理委員会公表**

堺市東区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 木 村 光 伺

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者         | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者    | 利用目的の概要                             | 閲覧に係る選挙人の範囲               |
|------------|---------------|----------------------------------------------------|--------|-------------------------------------|---------------------------|
| 令和元年5月13日  | 読売新聞東京本社      | 世論調査部長 吉山 一輝<br>東京都千代田区大手町1-7-1                    | -      | 全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出(転記)するため | 第10投票区                    |
| 令和元年6月19日  | 一般社団法人新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                   | 総務省統計局 | 「家計消費状況調査」の対象者抽出のため                 | 日置荘西町2丁目                  |
| 令和元年9月19日  | 一般社団法人共同通信社   | 社長 水谷 享<br>東京都港区東新橋1-7-1                           | -      | 日本世論調査会<br>面接世論調査の対象者抽出のため          | 第2・第6投票区                  |
| 令和元年11月13日 | 一般社団法人新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                   | 総務省統計局 | 「家計消費状況調査」の対象者抽出のため                 | 日置荘北町1丁目・2丁目<br>南野田       |
| 令和2年2月12日  | 一般社団法人新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                   | 総務省統計局 | 「家計消費状況調査」の対象者抽出のため                 | 日置荘北町3丁目<br>日置荘原寺町<br>北野田 |

~~~~~

堺市東区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 木村光伺

記

申出者なし

西区選挙管理委員会公表

堺市西区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井正巳

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和元年9月4日	株式会社 日経リサーチ	代表取締役社長 福本 敏彦 東京都千代田区内神田2-2-1	株式会社 日本経済新聞社	政治・選挙に関する 世論調査	鳳南町5丁
令和元年9月5日	株式会社 毎日新聞社	代表取締役社長 丸山 昌宏 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	-	政治・選挙に関する 世論調査	西区第14投票区
令和元年9月6日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	-	政治・選挙に関する 世論調査	西区第9投票区、第18投票区
令和2年3月4日	一般社団法人 中央調査社	会長 大室 真生 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治に関する世論 調査	津久野町2丁、3丁
令和2年3月16日	西 哲史	-	-	政治活動(選挙活動 を含む)	西区第1投票区から第19投票区まで

堺市西区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

記

申出者なし

南区選挙管理委員会公表

堺市南区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 乾 進

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和元年5月14日	藤本 幸子		-	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	赤坂台
令和元年5月17日	藤本 幸子		-	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	赤坂台
令和元年5月21日	藤本 幸子		-	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	赤坂台
令和元年6月20日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課長	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	晴美台2丁
令和元年6月20日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	公益財団法人 明るい選挙推進協会 会長	第19回統一地方選挙に関する意識調査の対象者名簿作成のため	赤坂台6丁
令和元年8月20日	藤本 幸子		-	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	原山台1丁

令和元年8月21日	藤本 幸子	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	-	原山台1丁
令和元年8月27日	藤本 幸子	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	-	原山台1丁
令和元年9月17日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	-	竹城台1丁、岩室、晴美台、 檜尾、赤坂台
令和元年9月24日	株式会社ナビット	代表取締役 福井 泰代 東京都千代田区九段南1-5-5	公益財団法人 明るい選挙推進 協会 会長	全 国 の 有 権 者 を 対 象 に 実 施 す る 明 る い 選 挙 推 進 協 会 ・ 全 城 山 台
令和元年10月8日	読売新聞東京本社	世論調査部長 吉山 一輝 東京都千代田区大手町1-7-1	-	城山台
令和元年10月25日	朝日新聞東京本社	社長 渡辺 雅隆 東京都中央区築地5-3-2	-	高尾、稲葉、大庭寺、小代、 和 田、 野 々 井、 桃 山 台 3 丁、 4 丁、 三 木 閉、 豊 田
令和元年11月7日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局が実 施する「家計消費状 況調査」の対象者抽 出のため	榎塚台3丁、美木多上
令和元年12月18日	藤本 幸子	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	-	宮山台、和田、和田東、深 阪南、土佐屋台

令和元年12月24日	藤本 幸子		—	定期機関紙発行につき送付先の会員情報更新	宮山台、和田、和田東、深阪南、土佐屋台
令和2年1月29日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計調査部消費統計課長	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	榎塚台2丁、茶山台2丁、赤坂台3丁

堺市南区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 乾 進

記

申出者なし

北区選挙管理委員会公表

堺市北区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 北野 勇夫

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和元年6月18日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部消費 統計課	「家計消費状況調 査」の調査対象者の 抽出のため	東雲東町2丁目 南長尾町4～5丁目
令和元年9月10日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1丁目7-1	-	日本世論調査会 面接世論調査の対 象者抽出のため	第7・15・22投票区
令和元年9月24日	石本 京子		-	定期機関紙発行に つき、送付先の会員 情報更新	光竜寺小学校区全域
令和元年10月7日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査 部	世論調査部長 吉山 一輝 東京都千代田区大手町1丁目7-1	-	全国の有権者を対 象に実施する世論 調査の調査対象者 を抽出するため	第20校区
令和元年11月13日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部消費 統計課	「家計消費状況調 査」の調査対象者の 抽出のため	長曾根町 百舌鳥赤畑町2丁目
令和2年2月4日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部消費 統計課	「家計消費状況調 査」の調査対象者の 抽出のため	新金岡町2丁目 百舌鳥梅北町3～4丁目
令和2年2月10日	石本 京子		-	定期機関紙発行に つき、送付先の会員 情報更新	東上野芝町 百舌鳥陵南町 百舌鳥本町

令和2年2月12日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	東上野芝町 百舌鳥陵南町 百舌鳥本町
令和2年2月14日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	東上野芝町 百舌鳥陵南町 百舌鳥本町
令和2年2月17日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	東上野芝町 百舌鳥陵南町 百舌鳥本町
令和2年2月21日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	東上野芝町 百舌鳥陵南町 百舌鳥本町
令和2年2月28日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	東上野芝町 百舌鳥陵南町 百舌鳥本町
令和2年3月24日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	常磐町 船堂町
令和2年3月25日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	常磐町 船堂町
令和2年3月26日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、送付先の会員情報更新	常磐町 船堂町

~~~~~

堺市北区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 北野 勇夫

記

申出者なし

**美原区選挙管理委員会公表**

堺市美原区選挙管理委員会公表第1号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池 秀樹

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者           | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者 | 利用目的の概要                   | 閲覧に係る選挙人の範囲                             |
|------------|-----------------|----------------------------------------------------|-----|---------------------------|-----------------------------------------|
| 令和元年6月18日  | 日本共産党<br>堺地区委員会 | 委員長 田中 浩美<br>堺市西区浜寺石津町東1-4-24                      |     | 政治活動用のはがきを送付するため          | さつき野、青南台、多治井、小平尾                        |
| 令和元年6月19日  | 日本共産党<br>堺地区委員会 | 委員長 田中 浩美<br>堺市西区浜寺石津町東1-4-24                      |     | 政治活動用のはがきを送付するため          | さつき野、青南台、多治井                            |
| 令和元年6月20日  | 日本共産党<br>堺地区委員会 | 委員長 田中 浩美<br>堺市西区浜寺石津町東1-4-24                      |     | 政治活動用のはがきを送付するため          | さつき野、多治井、小平尾、平尾、阿弥、真福寺、太井、大保、大饗、南余部、北余部 |
| 令和元年9月19日  | 一般社団法人<br>共同通信社 | 社長 水谷 亨<br>東京都港区東新橋1-7-1                           |     | 日本世論調査会<br>接世論調査の対象者抽出のため | 第10投票区                                  |
| 令和元年10月24日 | 朝日新聞<br>東京本社    | 社長 渡辺 雅隆<br>東京都中央区築地5-3-2                          |     | 世論調査の対象者抽出のため             | 第13投票区                                  |

堺市美原区選挙管理委員会公表第2号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和2年4月24日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池 秀樹

記

申出者なし

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月24日

堺市人事委員会  
委員長 前田 寛司

堺市人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成18年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。



別表市長事務部局の項中

「

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 行政管理課 | 課長補佐<br>主幹（事務管理を担当するものに限る。）<br>主査（事務管理を担当するものに限る。） |
| 行革推進課 | 課長補佐、主幹及び主査                                        |

を

」

「

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 行政経営課 | 課長補佐<br>行政管理係長<br>行革推進係長<br>主幹及び主査 |
|-------|------------------------------------|

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。